

10年先の診療放射線技師養成教育について

中澤 靖夫

公益社団法人日本診療放射線技師会 会長



平成13年3月10日付をもって、診療放射線技師学校養成所指定規則が改正された。この改正からすでに18年が経過し、医療の高度化や複雑化、チーム医療の進展、業務拡大などにより、診療放射線技師に求められる臨床能力・臨床知識・臨床技術のさらなる向上が求められているため、抜本的な改正が必要である。

本会は、平成26年から厚生労働省と協議し、全国診療放射線技師教育施設協議会（以下、全国協議会）と合同で平成27年9月29日に「診療放射線技師関連法令および臨床実習のあり方検討委員会」を結成し、5回にわたる検討委員会を開催し「診療放射線技師関連法令および臨床実習のあり方検討委員会報告書」として総単位数105単位を取りまとめた。

ところが、全国協議会（当番校：京都医療科学大学）は平成28年6月に新たに委員会を立ち上げ、総単位数97単位を取りまとめた。本会と全国協議会の隔たりは8単位である。この隔たりを調整するために、再度、本会と全国協議会の話し合いを平成28年12月から平成29年3月まで行い、最終的な合意として総単位数102単位を取りまとめ、平成29年6月に合同案を厚生労働省に提出した。

これを受け厚生労働省は、平成30年3月に第1回診療放射線技師学校養成所カリキュラム等改善検討会を開催した。検討会では「診療放射線技師学校養成所指定規則」「診療放射線技師養成所指導ガイドライン」の見直しについて、特に総単位数の見直し、臨床実習の在り方、専任教員の要件について検討することとなった。第1回検討会では、合同案の説明と今後のスケジュールなどが協議され順調な滑り出しかと思われたが、第2回検討会で構成員からさまざまな意見が提案されたため、作業班を作り検討することとなった。本会は、平成27年から2年間かけて全国協議会と話し合い、合同案を取りまとめてきた経緯があるため、合同案を基本に審議していただけるよう要望している。

私たち診療放射線技師職の発展は、優れた養成教育、優れた生涯教育なくして有り得ない。この18年間の医療社会の発展には目を見張るものがある。診療放射線技師の新たな業務として、画像診断における読影の補助、放射線検査等に関する説明・相談、業務拡大に伴う抜針・止血、下部消化管検査・IGRT時のカテーテル挿入などが認められ実施されている。さらに遠隔診療の普及、AI（人工知能）を用いた画像診断支援システムの普及、地域包括ケアシステムの普及などを考えると、10年先の診療放射線技師養成教育の在り方の議論は、革新的に世界最高水準の放射線医療技術提供を視野に入れて考えていく必要がある。少なくとも合同案からの退却であってはならない。

文部科学省は、平成26年度から課題解決型高度医療人材養成プログラムを提案し、高度な教育力・技術力を有する大学が核となって、わが国が抱える医療現場の諸課題などに対して、科学的根拠に基づいた医療が提供できる優れた医師・歯科医師・看護師・薬剤師・診療放射線技師らを養成するための教育プログラムの研究を展開している。医療機関における臨床実習は世界標準である参加型へとかじを切り、さらに臨床での教育指導養成と大学教員・教育指導者の人材交流を推進している。このことは、臨床実習指導者の基礎資格として大学院教育が求められていることを意味している。わが国の医療の発展や各医療専門職の発展を力強く推進していくためにも、全ての医療専門職の基礎養成教育は高等教育にすべきである。さらに世界に向けて日本の優れた医療技術を提供していくためには、各医療専門職のリーダー教育は大学院教育とすべきである。なぜならば、世界の人々は優秀な日本人医療教育者を求めているからである。